

26理論マスターの改定（追加）

7-3 住宅借入金等特別控除

タイトル内「(小規模居住用家屋の特例を除く)」を削除し、1 内容の本文及び※住宅借入金等の限度額 (1)及び(2)は変更なし)を差し替え、また、7 控除の順序等の次に、8 小規模居住用家屋の特例 を追加してください。

1 内容 (措法41①～④、⑥～⑩、⑰)

重要度○

個人が、国内において、住宅の取得等をして、その取得等の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合において、住宅借入金等の金額を有するときは、その居住開始年以後10年間（認定住宅等に係る新築等又は買取再販認定住宅等及び既存認定住宅等の取得は13年間）の各年のうち、その年分の合計所得金額が2,000万円以下である年については、その年分の所得税額から、次の控除額を控除する。

〔控除額〕（百円未満切捨）

その年12月31日における住宅借入金等の合計額 × 0.7%

※ 住宅借入金等の限度額

① 認定住宅等に係る新築等又は買取再販認定住宅等の取得

… 認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅）は 4,500万円、ZEH水準省エネ住宅は 3,500万円、省エネ基準適合住宅は 2,000万円（特例対象個人は、それぞれ 5,000万円、4,500万円、3,000万円）

② 既存認定住宅等の取得

… 認定住宅及びZEH水準省エネ住宅は 3,500万円、省エネ基準適合住宅は 2,000万円（特例対象個人は、それぞれ 4,500万円、3,000万円）

③ その他

… 2,000万円

8 小規模居住用家屋の特例 (措法41⑯～⑳)

重要度○

個人が、小規模居住用家屋（床面積が40㎡以上50㎡未満の一定の住宅用家屋をいう。）の取得等をした場合には、上記1の住宅の取得等をしたものとみなして、適用年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、上記1の規定を適用することができる。

7-3-2 一定の増改築を行った場合の税額控除

1 住宅特定改修特別控除の本文（〔控除額〕以下は変更なし）を差し替えてください。

1 住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）

一定の個人が、住宅に補助金控除後の工事費用の額が50万円超の一定のバリアフリー改修、省エネ改修、多世帯同居改修又は子育て対応改修をして、その改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合において、その年分の合計所得金額が2,000万円（床面積が50㎡以上の場合）又は1,000万円（床面積が40㎡以上50㎡未満である場合）以下であるときは、その年分の所得税額から、次の控除額を控除する。

P244 参考 附帯税の概要

利子税及び延滞税の割合が変更されていますので、下記のとおり修正してください。

● 附帯税の概要

(1) 延納した場合

利子税（年1.3%）

1 利子税（国通法64、法131③、136、措法93）

延納した場合には、延納税額に延納期間の日数に応じ、年1.3%で計算した利子税が課される。

2 延滞税（国通法60、措法94）

(2) 延滞税額は、法定納期限の翌日から完納する日までの期間の日数に応じ、未納税額に年9.1%（最初の2月間は、年2.8%）で計算した金額とする。